

砂川市道路占用料徴収条例第2条第3項（占  
用料の減免）に関する取扱要綱

砂川市建設部土木課

砂川市道路占用料徴収条例（昭和 61 年条例第 7 号。以下「条例」という。）第 2 条第 3 項に係る占用料減免の取扱いについては、次のとおりとする。

（1） 占用料を減額するもの・・・別表 1 のとおり

（2） 占用料を免除するもの・・・別表 2 のとおり

#### 附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

	占用料を減額するもの	占用料額 (条例で定める額 に下記率等乗じ て得た額)
1	駐車場(駐車場法(昭和32年法律第106号)第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場を除く。)及び自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具	50%
2	駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場	25%
3	公益法人が設ける有線テレビ(CATV)の架空道路縦断電線	50%
4	公安委員会が設置する交通信号灯を無償で添加している電気事業者又は電気通信事業者の設置する電柱又は電話柱	
5	電柱、電話柱、軌道柱、街灯、消火栓標識又はバス・軌道の停留所標識に添加された広告(以下「添加広告」という。)及び建物、へいその他道路区域外の工作物又は物件に添加され、道路区域内に突出する広告(突出看板)のうち、表裏2面に表示しているもの	70%(添加広告のうち、巻付広告については35%)
6	タクシー事業者の団体が設けるタクシー乗車に附随するベンチ及び上屋	50%
7	工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局及びこれに類する小型の無線基地局	基地局1基当たり30%
8	道路の上空に設置されている電線類を撤去し道路の地下に埋設するために、占用許可を受けて地中に設ける電線類(「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。)及びこれらと一体不可分なもの(変圧器等の地上機器をいう。)	1/9
9	電線類が上空に設置されていない道路において、占用許可を受けて地中に設ける電線類(「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。)及びこれらと一体不可分なもの(変圧器等の地上機器をいう。)	1/9
10	「電気通信設備等の共同収容に係る道路占用の取扱い	単独で電線を敷

	について」(平成9年3月14日付け建設省政発第35号)における共同収容を他の事業者が占有物件を敷設するために利用し、かつ、電線の芯線の一部のみを所有する場合	設する場合の占有料の額の1/3
11	道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第2項に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備	左記の占有物件の設置に併せて占有主体により提案される道路維持管理への協力(占有区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など)が行われる場合にあっては10%(ただし、別に定める減額措置は適用しない。)
12	都市再生特別措置法施行令(平成14年政令第190号)第16条に掲げる以下のもの ① 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの ② 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの ③ 政令第11条の9第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの	左記の占有物件の設置に併せて占有主体により提案される道路維持管理への協力(占有区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など)が行われる場合にあっては10%(ただし、別に定める減額措置は適用しない。)
13	国家戦略特別区域法施行令(平成26年政令第99号)第19条に掲げる以下のもの ① 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの ② 標識又はベンチ、街灯その他これらに類する工作物で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの ③ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの ④ 政令第11条の9第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの ⑤ 次に掲げるもので、協議会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し(国際的な経済活動に関連する相当数の居住者、来訪者又は滞在者の参加が見込まれるものに限る。)のため設けられ、かつ、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの ア 広告塔、ベンチ、街灯その他これらに類する工	左記の占有物件の設置に併せて占有主体により提案される道路維持管理への協力(占有区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など)が行われる場合にあっては10%(ただし、別に定める減額措置は適用しない。)

	<p>作物</p> <p>イ 露店、商品置場その他これらに類する施設</p> <p>ウ 看板、標識、旗ざお、幕およびアーチ</p>	
14	<p>中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成 10 年政令第 263 号）第 5 条に掲げる以下のもの</p> <p>① 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの</p> <p>② 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの</p> <p>③ 政令第 11 条の 9 第 1 項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの</p>	
15	<p>前各項に掲げるもののほか、慣行等から条例で定める額の占用料を徴収することが不相当であると市長が認めたもの</p>	市長が定める率

別表 2

	占用料を免除するもの
1	地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 6 条に規定する公営企業に係るもの 国及び地方公共団体の行う事業のための占用物件に係るもの
2	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設に係るもの
3	鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設（本線、支線および車庫等への引込線）及び同条第 5 項に規定する索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設（以下「鉄道等」という。）に係るものであって、道路が鉄道等の敷地を無償で使用する場合 なお、軌道法（大正 10 年法律第 76 号）に基づく軌道に係る占用料は、軌道法に基づく命令が未制定のため徴収できない。
4	公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）による選挙活動のために使用するもの
5	街灯（アーチ型のものを除く。）
6	農道、林道その他の公共道路（公衆が常時道路交通の一環として通行している通路）
7	道路の附属物を無償で添加している電柱又は電話柱
8	占用物件たる電柱又は電話柱を支えている支柱
9	公共的団体が設置する有線放送電話柱
10	公共的団体又は電気事業者（小売電気事業者を除く。）若しくは電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者（以下「認定電気通信事業者」という。）が設ける架空の道路横断電線及び各戸引込電線（ただし、認定電気通信事業者が設けるものにあつては、電気通信事業法第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業（以下「認定電気通信事業」という。）の用に供するものに限る。）
11	ガス、電気、電気通信（認定電気通信事業者が設けるもので、認定電気通信事業の用に供するものに限る。）、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管
12	公共的団体が設ける水管及び下水道管
13	がんぎ
14	無料で不特定多数の人に開放している公園、広場及び運動場
15	かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設
16	カーブミラー
17	くずかご、花壇、掲示板等で営利目的がなく道路の美化及び公衆の利便に

	著しく寄与するもの
18	地上権等により道路敷の権原を取得し、道路を築造した場合における当該道路敷内の占用物件（地上権等設定の際、占用料徴収を前提としている場合は、この限りでない。）
19	「架空の各戸引込電線の道路占用許可の適切な取扱いについて」（平成 18 年 12 月 20 日付け国道利第 42 号）の記 1 ①から④までのいずれにも該当する架空の各戸引込電線 （「架空の各戸引込電線の道路占用許可の適切な取扱いについて」 2（4）に掲げるもの）
20	公益法人が設置する有線テレビ（CATV）電柱及びその支柱、架空の道路横断電線及び各戸引込電線
21	高齢者等の交通弱者が多数利用する施設の周辺、コミュニティ道路、遊歩道、道の駅、サービスエリアなどに設置されるもので、広告の添加及び営利目的がなく、かつ、道路を利用する公衆の利便に著しく寄与するベンチ及びその上屋 （「ベンチ及び上屋の道路占用料の取扱いについて」（平成 6 年 7 月 19 日付け建設省道政発第 37 号）の記 1 に掲げるもの）
22	「無線基地局の道路占用の取扱いについて」（平成 26 年 3 月 26 日付け国道利第 32 号）の無線基地局に附帯するアンテナ、配管及び配線 （「無線基地局の道路占用の取扱いについて」の別紙 6（2）に掲げるもの）
23	水路に蓋掛けした通路で隣接地から当該道路へ出入りするため日常生活上不可欠なもの （「占用料徴収事務の取扱いについて」（平成 8 年 1 月 26 日付け建設省道政発第 3 号）の記 1（7）に掲げるもの）
24	「WLL 方式の導入に伴う無線装置の道路占用について」（平成 10 年 7 月 10 日付け建設省道利発第 3 号）の無線装置（蓄電池箱を除く）に附帯するアンテナ、配管及び配線 （「WLL 方式の導入に伴う無線装置の道路占用について」の別紙 6（3）に掲げるもの）
25	「電気通信設備等の共同収容のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の範囲内で行う他の電気通信事業者等の電気通信設備等の設置に係る取扱いについて」（平成 11 年 3 月 31 日付け建設省道政発第 31 号）の記 2 において新規の占用の許可の申請を要しないこととされた事業者が設置するもの （「電気通信設備等の共同収容のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の範囲内で行う他の電気通信事業者等の電気

	通信設備等の設置に係る取扱いについて」の記5に掲げるもの)
26	バス停留所に付随して設置されるベンチ、上屋及びバス待合所並びにバス停留所標識
27	建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項に規定する区域内に存する道路の区域内の土地に設ける同項第1号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの
28	電気事業者及び電気通信事業者が設置する支柱及び支線 （「道路管理システムの導入に伴う占用許可事務の取扱いについて」（平成3年3月29日付け建設省道政発第31号）の記5（1）に掲げるもの
29	アーケード
30	前各項に掲げるもののほか、慣行等から占用料を徴収することが不適當であると市長が認めたもの